



2020年2月12日

各 位

会 社 名 サッポロホールディングス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 尾賀 真城
コ ー ト 番 号 2501
上 場 取 引 所 東証・札証
問 合 せ 先 コーポレートコミュニケーション部長 小林 勇立
TEL 03 (5423) 7407

連結子会社の訴訟（控訴審）の判決に関するお知らせ

平成31年（2019年）2月6日付「連結子会社の訴訟の判決に関するお知らせ」及び同年2月13日付「連結子会社の控訴の提起に関するお知らせ」でお知らせしたとおり、当社連結子会社であるサッポロビール株式会社（以下「サッポロビール」といいます。）は、国を被告として提起しておりました、『「サッポロ 極ZERO（リキュール（発泡性）①）（以下「旧極ZERO」といいます。）の酒税に係る「更正すべき理由がない旨の通知処分」取消請求訴訟』（以下「本訴訟」といいます。）の第1審判決について控訴を提起しておりましたが、本日、東京高等裁判所より判決が言い渡されましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 判決言渡しのあった裁判所および年月日
東京高等裁判所
令和2年（2020年）2月12日
2. 訴訟の内容と経緯
サッポロビールは、旧極ZEROに係る酒税について、税率適用区分を発泡性酒類の基本税率として、自主的に修正申告等を行いました。その後、改めて、旧極ZEROが「リキュール（発泡性①）」の税率適用区分に該当すると判断し、所轄税務署長に対し更正の請求を行いました。これに対して、同税務署長より「更正すべき理由がない旨の通知処分」がなされたため、サッポロビールは平成29年（2017年）4月、上記通知処分の取消しを求め、本訴訟を提起しました。平成31年（2019年）2月6日にサッポロビールの請求を棄却する第1審判決が言い渡されましたが、これに対し、サッポロビールは、平成31年（2019年）2月18日に東京高等裁判所に控訴を提起しておりました。
3. 判決の内容
 - (1) 本件控訴を棄却する
 - (2) 控訴費用は控訴人の負担とする。
4. 今後の見通し
今後の対応につきましては、判決内容を精査し、訴訟代理人とも協議のうえ決定いたします。なお、当社業績への影響は現時点ではありませんが、今後、開示すべき事項が発生次第、速やかにお知らせいたします。

以 上